

議 第 5 7 号
令和 4 年 7 月 2 8 日 提出

教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について

教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条及び教育委員会指定管理者候補者選定委員会運営要綱第3条並びに熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき委嘱するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員名簿（案）

No.	委員氏名	所 属	備 考
1	<small>エンドウ</small> 遠藤 <small>ヒロミチ</small> 洋路	教育長	行政
2	<small>クワバラ</small> 桑原 <small>ヨシヤ</small> 芳哉	尚綱大学現代文化学部教授	外部委員 熊本市立図書館協議会委員
3	<small>マスフチ</small> 増淵 <small>チホミ</small> 千保美	尚綱大学短期大学部教授	外部委員 熊本市児童館運営審議会委員長
4	<small>マツシマ</small> 松島 <small>タカシ</small> 孝司	教育次長	行政
5	<small>ツダ</small> 津田 <small>ヨシユキ</small> 善幸	健康福祉局長	行政
6	<small>キグシ</small> 木櫛 <small>ケンジ</small> 謙治	健康福祉局総括審議員	行政

委嘱期間：令和4年10月1日～令和4年10月5日まで

○熊本市附属機関設置条例

平成19年3月13日
条例第2号

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

○教育委員会指定管理者候補者選定委員会運営要綱

(組織)

第3条 選定委員会は、教育長、教育長が指名する職員及び教育長が指名する外部の学識経験者等2名以上の計5名程度をもって組織する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則

昭和27年11月14日
教委規則第6号

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命又は委嘱すること。